

掛川市条例第24号

掛川市汚水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

掛川市長

(別紙)

掛川市汚水処理施設条例の一部を改正する条例

掛川市汚水処理施設条例（平成17年掛川市条例第96号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
(汚水処理施設) 第4条 汚水処理施設の位置及び処理区域は、次のとおりとする。			(汚水処理施設) 第4条 汚水処理施設の位置及び処理区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	処理区域	名称	位置	処理区域
葛ヶ丘団地 汚水処理施設	(略)	(略)	葛ヶ丘団地 汚水処理施設	(略)	(略)
<u>旭ヶ丘団地 汚水処理施設</u>	<u>掛川市旭ヶ丘二丁目1番地の9</u>	<u>掛川市旭ヶ丘一丁目、 旭ヶ丘二丁目</u>			
大坪台団地 汚水処理施設	(略)	(略)	大坪台団地 汚水処理施設	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。